

攝關家の大番役及び大番領の研究 (下)

牧 健 二一

一、序言——二、大番國及び大番領——三、大番舍人の數——四、大番舍人の召集と上番——五、京及び庄園の番頭制度（以上前號）——六、大番役の勤務——七、大番舍人と武士との關係——八、大番舍人の經濟生活——九、大番領及び舍人に對する保護——十、大番舍人及び大番領の起源に就て——十一、結論（本號分の目次は前號豫定項目名稱と多少相違した）

六、大番役の勤務

大番役は番の制度から起つたもので、勤務者を何人かづゝ一組とし、勤務に順序を定め、其順に當れる者が上番し、定められた期間を勤めると言ふ組織なるによつて此名稱が起つてゐる。^(一)之に大の字を冠らしめたのは上勤の場所を敬した者であらう。「大唐六典」卷之五兵部に、「凡應宿衛官、各從番第」とあるやうに、唐の宿衛制度は番第を定めて行はれたが、唐法繼受の我令の宿衛宿直の諸制も亦番制に従つた。故に舍人兵衛衛士兵士等皆番を立て、勤務に上らしめた。例へば兵士の如きも、常に兵營に起臥したのではなく、豫め定められた上番の日には何日か宛宿衛して其任に就かねばならなかつたけれども、餘日は家に在つて業を爲すことを得たのである。舍人では内舍人大舍人及び諸宮の舍人六衛府舍人等、皆分番宿衛する所の官吏ならざるはない。此種の番制は單り宿衛宿直の職に限らなかつ

たけれども、宿衛宿直に就て最も行はれ、之を分番の制に依らしめるのが通例であつた。例へば「雜筆要集」に、「定侍宿直結番事、一番源某、藤原某、餘番唯之、右各守次第、無懈怠、可令勤任之狀如件、年月日、始之」と言へる宿直番文の典型の如きは、平安朝初期以來藏人所や宮家公卿家の侍所で、日給に付く侍付簡の上勤に關して特によく發達した慣例であつたのに相違なく、武家の侍所なども亦此形式の下に武士の宿直を規定した。

さて攝關家の大番役に於ても上記の如き形式の番制によつて勤務が行はれてゐたのに相違ない。而して之に關して僅に現存せる甚だ貴重な史料は、度々引合に出す平治元年の大番舍人の人數帳である。之れ實は大番舍人の番帳の一種に外ならぬ者で、旬日交替の番制で上番すべき舍人が、京番頭の何人より幾人を上番せしむることになるかに就て、舍人數の配當を表はした者であると共に、事實上政所の見參に入つた舍人を宿直勤番の場所に配置するに就て人數の割當てを定めた者である。依て之は京番頭の責任に屬する番制を定めた者であるが、京番頭の配下の舍人に就ては、各自の上番に關して別に結番があつた筈である。かくの如くに二種の番制があつて、兩者共攝關家大番役の番制に屬したわけである。但舍人一人の上番日數は慣例上名毎名毎に定まつてゐたが、之が僅に一年十日間位であつた譯ではなく、十日一番の制で其を何番か恐らくは四番四十日勤めたのであらう。同じ名に屬する家が數家あると交替して之を勤めたのであらうと思ふ。

近江和泉磯津の三大番國から出た舍人の上番に就ては、京番頭が政所と舍人との中に立つて、舍人の監督を行つたことは疑がない。監督の範圍は舍人の上番の督促を始め、其出勤に關する事務であつたであらうが、舍人の勤務を京番頭が直接に指揮してゐたかと言ふと、其事は無かつたやうに考へる。之に關し參考とすべき者は近衛府の近衛舍人の上臈の番長の職務である。天平神護元年三月二日の勅に近衛府の番長六人近衛四百人とあり。近衛の人數は時により相違があるが「貞丈雜記」は、「番長とは近衛近衛の舍人とも云、されとも近衛と計云ふなりと云役人、左右の近衛府にて六百人ほどある内、八人弓馬の達者なるをゑらんで番長とせらるゝ、其中一人、隨身の長にして召ぐせらるゝ也、番長は隨身の頭也、之を上臈の隨身と云なり」とあり。之は「義教公御元服記」に、隨身番長一人、番頭八人、下臈之御隨身五人と言へる者の註であつて、番長と言つた者に上臈の隨身である番長一人と番頭と稱したる番長八人とがあつたと言ふ説である。然るに延喜左右近衛式では「凡番長八人」とあり、「標注職原抄」には、「番長は近衛舍人の中にて上首八人を補す、大將前駈の者なり」と見える。攝關家大番舍人と京番頭との制が、近衛府の近衛會人及び番長の制から起つた者だとは言ひ得ぬにしても、前者と後者との間に類似點が在つたことは明白である。そして又近衛の番長を番頭とも呼ぶことがあつたとしたならば、攝關家の大番役の京番頭も亦、近衛の番長に似た者ではなかつたらうかと思はれる。併し乍ら子細に見ると大番舍人の京番頭は、舍人の中から優秀なる者を選んで定められたる番舍人の上首と言ふが如き者ではな

かつた。彼自身は大番舍人でなく、政所の下命を奉じて大番舍人の支配を爲し得た者であつた。此點では寧ろ庄園の番頭に近似した者である。其故に上掲の舍人表にも、舍人の人数は京番頭の下に付けられてゐるのである。此等の點を考へるとき、京番頭と大番舍人との關係は近衛と其の番長との關係とは異なつたものであつて、後者は勤番の近衛の指揮官と言ふ關係であつたが、前者は主として大番舍人をして上番勤務せしむるが爲の世話役であつたと言ひ得やう。

大番舍人の職務は政所から指定された場所^{但平治元年}で一番に十日間宛雜使に就くことであつた。先づ政所が指定した場所は、政所を始めとして攝關家の屋所や前關白家の居所であつた。前掲の斷文は之が最も明白な實例であるが、其れによると平治元年の五六月の交に於て、高陽院領から來た大番舍人が次の如くに配置された。先づ十四人は之を、知足院殿に十人、納殿ヲサドに一人、細工所に一人、御服所に一人、下家司に一人と言ふ様に配置し、残りは凡て政所に置いて直屬とした。知足院殿に十人と言ふ數は多いのだが、前に一言したやうに、之は保元亂後前關白藤原忠實が屏居した洛北の禪寺知足院の爲に當てた舍人であつて、關白藤原忠通が父の爲に盡したる特別臨時の配置であつた。納殿、細工所、御服所、下家司等は仕事も少なし、舍人も亦多くを要しなかつた。此外なほ文殿、進物所、御倉町オクラマテ、贄殿と言つたやうな政所支配の箇所は大番舍人を置いたに相違なからうが、彼表では一切不明である。元來彼表では一ヶ月分の大番舍人の三分の一が見えるのみで、他の三分の二は見えてゐないのだが

ら其缺けたる分に他の場所に於ける配置の数が載せられてゐた筈である。政所の分は前表では十四人を差引いた残數であつたので、其數は時によりて不定であるが此政所舍人が最も多いのに不思議はない。他の三分の二の斷簡があるとすれば、知足院殿の分などは恐らく夫には見えないであらうし、政所配置の舍人は一層多くなつてゐたことと思ふ。かの斷簡の分は藤原忠實と關係の深い高陽院領から來た舍人であつたので、知足院殿配置の舍人十人を此内からのみ採つたのであらうと言ふ様に推測し得るからである。之は平治元年の分であるが、又以て他の時代の狀況をも推察するに足りやう。政所はじめ諸所の經營や執務の狀態に就ては、「宇津保物語」の中に寫すが如く書かれて居る。尙前關白の居所に大番舍人がゐた證據は右の知足院殿や次の「醍醐寺雜事記」の實例がある。

大番舍人の勤務は廣く雜使にあつたと言ひ得る。番日に宿直して各種の勞務に就いた。但其れは仕丁の勞務とは異なりて、舍人の外に仕丁が存在した。さて令制の舍人の職に種々ある。中務省の内舍人は刀を帶びて禁裏に宿衛し、雜使を供奉し、駕行あるときは前後を分衛する。同じ省の大舍人は宿直供奉の人であつた。中宮や東宮に附屬の舍人は分番宿直して雜使を奉仕した。併し又之を人に賜ふこともあつて、養老三年には一品舍人親王に、内舍人二人大舍人四人衛士三十人を賜うたが、其時の詔に「其舍人以供左右雜使。衛士以充行路防禦」とあり。支那では「周禮」地官司徒の條に舍人上士二人中士四人と見え、「漢書」高帝秦三年六月の條に舍人陳恢なる者が見えるが、師古の註に「舍人親近

左右之通稱也、後遂以爲「司屬官號」と言ひ、同書曹參列傳には註して「舍人猶家人也」と言つた。^(三)

主人の家に在つて雜使を奉仕する者を舍人と言つたのである。其後支那の歷朝に舍人が置かれた例は多いが、殊に唐では、中書省に起居舍人、通事舍人あり、太子右春坊に、太子中舍人、太子通事舍人等が

あり、親王國には舍人なる者があつた。^(四) 我令は固より唐の舍人制を參考して定められたけれども餘程彼と相違した點があるのみならず、實質上舍人に相當する者は上古から既にあつたことは疑がない。

萬葉の歌にも、^(五)「朝者召而使、夕者召使遣之舍人之子等者、行鳥之群而侍、有雖侍不召賜者云々」と言

ふのがある。之をトネリと呼んだのは、本居宣長の説の如く殿侍^{トネリ}の轉訛でもあらうか。^(六)王朝の中

期以後になると舍人の名は餘程俗化して「今昔物語」を見ると、^(七)筑前國の貞重と言ふ勢徳人の郎等の舍

人とか、越前國の有仁なる勢徳者の壻の利仁將軍の舍人男と言ふが如き者が見える。併し乍ら之も亦主人の家に宿直して雜使に仕へる故舍人と言つたわけである。かやうな次第攝關家の大番舍人の任務も、配置せられた場所に舍人が宿衛或は宿直して雜使を務めることにあつたと言ふべきである。宿直勤務の期間は平治元年では十日間であつたが、之は恐らく令制の歳役十日などにも連絡のあることで、早くから此様な慣例が起つた者だらう。

奉仕する雜使の内容は一々列擧し難いが、「兵範記」や「執政所抄」を始めとして藤原氏の日記や行事の類を見て知らるゝことは、政所の大番舍人は殿下の他行又は恒例臨時の式事などには警護の任に當

り、或は殿下政所の使者として他所に派遣せらるゝが如きことは、其重なる任務とする所であつた。式場や行列の秩序を維持するが爲には、其必要ある時には腕力をも用ひ得たことは言ふまでもない。使者として派遣さるゝと言ふことも、京都や其近所の官署寺社諸家等に赴くの類のみではなく、藤原氏の所領の庄園や、又は藤原氏の擁護の下にある寺社等の庄園を保護するが爲に派遣せらるゝこともあつた。例へば「醍醐寺雜事記」に見ゆる實例では、久安七年三月九日宇治入道殿下即ち藤原忠實の使者である大番が二人醍醐寺に派遣され、大谷蓮藏院の爲に山地を検注せんとしたことがある。之に對し醍醐寺政所は抗議して、此處に蓮藏院の山地なる者はない、山地は凡て寺領であるが、只彼院の者をして便宜上山木が討伐されぬやうに守護せしめてゐたのであると言ひ、前例を擧げて説明したから、大番も之を諒解して山地を検注せずして歸つたと言ふ。こゝに大番と言ふのは勿論大番舍人であつて、藤原忠實が大谷蓮藏院の爲に大番舍人を醍醐寺まで遣はし調査せしむる所があつたのである。又次に示す實例は、藤原氏の保護の下にある寺院の爲に大番舍人が藤原氏の使者として派遣され、寺領の農民から年貢米を督促すると云ふが如きことが、慣例として行はれてゐたことを語る者である。

興福寺傳燈法師永玄解 申請 殿下御使大番一人

請殊蒙 恩顧、任先例、申請御使大番一人、遣下觀自在院栗太南北郡、付郡司并下司等、任廳宣旨、令切滿三十町所當地子米、有限勤仕御燈油役子。

國司廳宣二通

右件所者本是爲大和法林寺之領、立券以後五百餘歲官處也、爲募權威、寄進 高陽院御願觀自在院、勤仕御年序多積畢、隨國司任先例、不惜免判、如員可切滿之畢、而萬雜事不輸之處也、百姓何故可未進哉、前々致時申下御使、致沙汰者也、就中去今兩年寄事左右所濟之間、有限御燈油既以闕如、若郡司田數有不切滿事有限、尤付郡司可令切滿者也、望請早任先例、申賜 殿下御使、付郡司功、得田堵交名、徵納觀自在院御領、勤仕有限御燈油役、以解。

長寛二年十一月廿日

傳燈

此史料は藤原氏の所領及び權勢の増大史の爲には一の興味ある事實を物語る者だ。藤原氏の氏寺である興福寺が、多分其末寺であらう所の大和國法林寺の爲に、法林寺の所領の所當の地子米の督促に關して藤原氏の政所に請うて大番舍人一人を使者として彼の所領に派遣せられんことを求めたのであるが、文中に權威を募らんが爲に彼法林寺の所領を高陽院御願所觀自在院に寄進して、御燈油役を納めて來たと言つてゐること、右の申請をなし得たこととの間には因果關係が存する。高陽院は前にも述べたやうに藤原氏と密接な關係があり、高陽院泰子の崩じた後は高陽院領は藤原氏長者の所領となつてゐた。爰に見える長寛年代には恰も氏長者の所領であつた。斯かる由緒ある高陽院の御願所へ寺領を寄進すると言ふことは、勿論直接には高陽院の保護を受けるが、間接には彼院の掩護者であつた藤原

氏の權威によつて保護されるやうなことをも望んでゐた者であらう。而して長寛二年には其れが藤原氏の所領に移つてゐたから直接藤原氏の政所に向つて御使者の派遣を申請した次第である。其目的は御使者大番舎人の權威によつて、強制的にでも百姓から年貢米を徴收せんとするにあつて、斯くの如き申請をなすことは先例となつてゐたことだと言ふ。大番舎人が腕力を有してゐたと言ふことが、かかる場合に御使者となり得た所以であらう。而して藤原氏が莫大なる所領を有し得た由來を探れば、藤原氏の權威を借らんが爲に各地の領主等から土地の寄進を受けた者が多々あつた。藤原氏の所領が最も増大した頼通や忠實の時代には寄進を受くることが殊に多かつた。それは彼等兩人が明言した所である。然るに庄園の領主が本家藤原氏の權威を借ると言ふことの意味は、從來普通に説かるゝが如くに官から雜公事免除の特典を受けると言ふが如きことの外に、なほ百姓が領主に對して年貢等を納めぬときは、藤原氏に請願して御使者の派遣を仰ぎ、百姓から強制的に之を徴收することを得ると言ふが如き利益を望んだのである。而して大番舎人が其爲には使者となつて貢獻した。以上は政所勤務の分であるが、他の箇所にも勤めた大番舎人の任務も亦之に類する者があつたことは勿論である。

大番舎人は其任所によつて政所舎人とか納殿舎人など呼ぶことがあつたやうだ。又其職務が特殊な者であると其によつて名づけられることがあつたであらう。例へば滋賀縣滋賀郡坂本村蓮花藏院所藏の長寛二年九月廿五日の左辨官下文には、召次大番の所領と言ふのが見えるが、院の召次所の大番

であらう。そして此史料は恰も院にも大番役の舍人ありたる證據だと見ざるを得ないが、攝關家の大番に關しても之に類似した呼び方があつたのであらう。

七、大番舍人と武士との關係

大番舍人の任務の中には、宿衛又は警護を行ひ、或は他所に派遣せらるゝに就て、腕力を必要とすることがあつたことは右に述べた通りである。腕力を以て警護の任に當つた實例と思しき者は次の如きがそれである。(一一)保元三年四月廿日は賀茂祭であつた。此日天氣晴朗で關白藤原忠通は町棧敷に出て行列を見物してゐたが、新宰相中將信賴が御前を過ぎらんとした時政所舍人御厩舍人等が之を制止したが、信賴猶構はずに車を進めるので、彼等は車を打つて破損せしめ前に進めないやうにして終つた。此騒ぎを起したことは甚く法皇の逆鱗にふれ、其責によつて家司少納言平信範と和泉守邦綱は除籍され、忠通すらも閉門を命ぜられ三日に互つて東三條殿の東西の御門を閉ぢた。當の責任者である御隨身武成と暴力を用ひた下薦舍人二人は檢非違使に渡された。之が意外に重大な事件であつたことは此の處分を見て知られるが、信賴が殿下の御前に車を進めるのを腕力を以て避ぎつた者は政所舍人と御厩舍人であつた。そして少くとも政所舍人は大番舍人であつたであらう。更に「明月記」を見ると、寛喜二年三月六日條に、「今朝此殿關白大番舍人兼教座、雜色男突殺三條僧正之寵童白河之橋邊件、童犯其妻云々入京極面御門、於庭上被搦、賜檢非違使一章了云々」とあり、同年五月廿一日條に、「昨夕渡水、下人勘解由小路川原

邊融、盜中裁物號殿大、路人花山院家人鬪諍、件衛府甲冑雖出向、村老等出逢、不及大事而散云々」とあるなど、何れも大番舍人が暴力を振つた例である。

「田代文書」を見ると、和泉國大鳥庄の住人の等覺と其子觀勝は、鎌倉時代も末なる嘉曆年代庄内に城柳を構へて楯籠り地頭田代氏に反抗したので、庄の大番保司や庄内及び附近の住人等が之に加勢して反亂をなし、守護代や附近の御家人等を派遣しても容易に平定しなかつたことがあるが、茲に觀勝と言へるは、同書康永二年六月の殿下御方和泉國大番領雜掌祐尊の殿下政所に奉れる上書の中に、舍人寬勝と言へる者に當る筈で舍人であつたと考へる。されば其父等覺も舍人であつたであらうが、武力の旺んなりしことを以て見れば、彼等を武士であつたと言ふも不可はなからう。然るに此庄では王朝の末から鎌倉時代を通じて、友貞、松近、武道、吉宗、重留、重恒など言ふ舍人があつて、此等の名稱のある名田は各々數町以上に及んでゐたから、此庄の大番舍人が名主階級に屬したことが明白である。即ち其田を知行する者は必ず大番役舍人を出す義務を負擔すべき關係にある一定の名田——大番負田(二五)に當る者が、後に述ぶる大番舍人の給田や雜免田であつて、一定の名田からは必ず毎年一人分の舍人を出さねばならぬ慣習であつたから、本所では舍人を呼ぶにも名田の名稱で呼ぶ慣例であつた。舍人其人の實名に關係なく、大番負田たる名田の名稱を、其名田から出る舍人の名號としてゐたから、例へば同庄松近名の舍人松近と言はれてゐる者に、實は其名主宗遠があつたのであらうと思ふ

が、彼は右近將監の官名を有し、子であると思ゆる澤村宗綱は庄の刀禰で御家人であり、庄内を騷擾して追放された。其孫の基宗^道は、此庄の大番保司を勤めてゐたが、兄と共に前述の舍人觀勝の反亂に願應して庄内を騷がしめたるのみならず、庄を追放された彼は建武以後となつても庄内に侵入して事を構へて止まなかつた。史料が斷片的あるから不明な箇所を綴り合せて考へねばならぬが、仁治三年に池司職であつたことの明白な大番領松近名の名主澤村宗遠の代にも、澤村氏は庄内の刀禰でもあり御家人でもあつたであらう。かくて松近名の名主が大番舍人であつたとすると、茲に舍人にして武士であり、御家人であり、右近將監と言ふ如き近衛府の高官に任じた者すらあつたことになる。^(一三)然らば他は推して知るべきであらう。而して建仁二年四月十五日の攝政家政所下文に依ると、大鳥郷舍人友貞松近武道武末吉宗等は村々刀禰譜代相傳の職とあるので、トネリ(舍人)とトネ(刀禰)との間には密接な關係があるのでは無からうかとの疑問が起る。實際又舍人をトネと訓んだ古き例もないではないが、^(一四)刀禰は郷里の小職員であつて其職務は既に述べたるが如くである。兩者は勿論同一視し難いけれども、舍人であると刀禰となるのが容易だとか何とか左様な關係にあつたのでは無からうか。

右の如くであるから、鎌倉時代の中期以後に於て舍人の中に武士ありたることは明白だ。其中には轉じて御家人の號を得た者すらあつた。而して此と同様に王朝の大番舍人の中にも既に武士のありたることは之を否認し得ぬと思ふ。乃ち爰に考へ合さるゝことは藤原氏が所領庄園に募りたる武士なる

者の中には、近江和泉攝津三ヶ國の大番舍人の如き者をも含んでゐたと言ふことだ。「兵範記」^(一五)によれば、保元の亂に當つて藤原忠實は庄々の軍勢を催したとあるが、庄園の武士の中には大番舍人となつてゐた者があつた筈だ。

抑々舍人は令では宿直宿衛の官吏であつたのだから、武器を帶ぶることを許された者もあつた。中務省の内舍人は刀を帯びて宿衛した。東宮には奈良朝の末から帶刀舍人を置くことになつた。然るに帶刀の舍人にはなほ六衛府の舍人がある。元明天皇の慶雲四年始めて授刀舍人寮を置き帶刀の舍人四百人を之に屬せしめたが、聖武天皇の神龜五年に中衛府を置き其舍人は四百人であつた。後授刀舍人寮から變遷して平城天皇の大同二年に左近衛府が出来、中衛府は右近衛府となつた。而して大同三年には衛門府を廢して左右衛門府に併せ、弘仁二年には左右衛士を改めて左右衛門となしたから、茲に至つて左右近衛、左右衛門、左右兵衛の六衛府が成立したが、近衛府の近衛は授刀舍人寮と中衛府との帶刀舍人の變化した者である故、是れ即ち近衛府の舍人なる者である。大同三年以後は左右各三百人とし、延喜式にも三百人宛である。左右兵衛府の兵衛も之を舍人と言ひ、元は各四百人であつたが大同三年から各三百人で延喜式亦同じだ。左右衛門府では衛士が舍人に當る者で天平十三年には各四百人であつたが、延喜式では各三百人である。凡そ此等が三善清行の意見封事などに見える六衛府の舍人なる者で、延喜式では帶杖官となつてゐる。

茲に於てか攝關家の大番舍人を論ずるに當つて、之を六衛府の舍人に結びつけて考へることはあり得べきことだ。其中衛門府の衛士は内裏大番役の兵士となつたが、之を内裏の大番舍人とも言ひ得ぬことはない。禁裏には寛平年代に瀧口の武官十人を置き、宇多天皇の時から瀧口の侍の番制が設けられたが、之が攝關家の侍所の侍に當るとすれば、内裏大番の兵士は攝關家の大番舍人に當るとも言へやう。併し乍ら大番舍人の起源から論ずると、之は六衛府の舍人の發展ではなくして、宮廷の舍人の變質した者であつて、時勢に順應して武力を有した者だと考へられる。詳細は後項に譲る。然るに大番舍人の京番頭は侍に屬したと思はれる。初掲の舍人帳に見ゆる友包に當ると見ゆる人物が、彼年平治元年から二年後の永曆二年八月の明法博士坂氏の勘申に於て、九條殿御侍友包と言ふ名で見えてゐるのであるが、此兵範記紙背の文書は、廣く京番頭が攝關家の侍階級に屬したことを證明する者だらうと思ふ。

八、大番舍人の經濟生活

大番舍人であることは一個の地位であり、大番役を勤めることは舍人の義務であつたが、此義務は一定の土地に固定して存在することになつてゐて、同時に此一定の土地の上に舍人としての特定の利益を享受し得べき關係が存在した。而して此の地位と權利義務とを總稱して舍人職(一六)と言つた。併し王朝時代の末以後此制度に關する史料の存在する範圍では、庄官職に於けるが如くに舍人職と職をつけ

て呼ぶことは餘りなかつた。舍人職の補任とか安堵とか言ふ例はみない。併し本所に於ては舍人の大番領に對する關係を一方的に進止奪^興し得る権利があつたことは勿論のことで、舍人職の改替が行はれた。如何なる場合に然らば改替が行はれるか、之を知るべき史料は殆んどないが、^(二七)舍人役の怠慢といふが如き舍人職設置の目的に反する行爲が改替の原因となつたことは當然である。而して此時代の常例として、舍人職に於ても祖先以來繼續してゐると言ふことが尊重せられ、古くからある舍人の家を呼んで往古舍人^(二八)と言つた例が王朝の末期にある。

大番舍人の職を有することを大番舍人の名字を有するとも言つた。舍人寛勝と言ふ様に舍人號を冠詞として名乗る慣例であつた。此名字を用ひ得るが爲には藤原氏政所の許容あることを必要としたが事實上何處から買ふことができたかは不明である。名字の賣買といへば、幕末の御家人號の賣買と言ふが如き者に當るわけである。而して舍人の名號の買得があると、舍人に與へらるゝ給田雜免などの權利が移轉する結果となつた。其が行はれた程度は明かでないけれども、實例には石清水八幡宮が天福元年五月朝廷に奉つた訴狀^(二〇)の第一項の中に次の文がある。

一 近江國細江庄訴事

右當國坂田北郡南郷四百八十町者、當宮御敷地也、仍年來辨濟有限地子之處、其後依被競立庄保、宮寺殊爲訴訟、依之、去寛治年中、本領主僧經遷、當郷内百八十町寄進神領之間、依被便

補放生會料米保、爲二圓不輸之神領、土民等併爲神人、一向令勤仕神役之處、彼土民依致謀計、俄買傳大番舍人名字、號大番舍人、任自由引募給田以來、今則所令押妨也、而大番本給者十二町也、以之、省二庄令掠領百八十町云々、且此間之子細、建保承久等之年、其沙汰事舊畢、下略。

之を見ると、近江國坂田郡南郷百八十町の地は、寛治年中に本領主僧經暹が石清水八幡宮に寄進した所で、八幡宮では之を放生會料米保となし、百姓を神人として神役を勤めさせてゐた。然るに百姓等は計略を以て俄に殿下大番舍人の名字を買求め、大番舍人と號して給田を取り、遂には庄内百八十町の田地を舍人の手に奪つて終つたと言ふのである。大番舍人の名字の買収が如何にして行はれたかは不明であるが、其名字の下に大番舍人となり藤原氏に奉仕し給田を受けることになつたことは、此處に示した文と其續きを見て明白である。

大番舍人の給田雜免等に至りては、慣習によつて之を生じ各地區々であつた様に思はれるが、王朝時代の末頃になると凡そ一定した者があつたやうだ。之に關して會々承久役後に地頭職が大番領にも置かれることゝなつたので、大番舍人の給田等(二二)を六波羅の下知狀で確定すると言ふことが起つた。即ち寛喜三年八月一日六波羅に宛られた關東御教書田代文書は、和泉攝津近江三箇國の大番舍人等の屋敷給田に關し、二條中納言家の御奉書を送り、之に示された折中の法に従うて下知すべきことを命じた。(四〇)攝

關家の方でも讓歩して地頭の不法行爲を避くるが爲に折中の法を設けられたのであるが、此法に従つて六波羅から三ヶ國の守護に發したる下知狀の中、近江國守護に宛てられた分のみが現存する田代文書。曰く、

殿下御方大番舍人給田雜免在家等事、任二條中納言家御奉書并去八月一日關東御教書趣、於近江國本大番舍人、一人別給田壹町雜免參町在家四宇可引募也、此外者可從地頭所勘也、至本人數者、所々地頭定令存知歟、早自今以後者、云守護云地頭等舍人、各守此旨相互不可成自由違亂、兼又大番舍人親類所從之中、其犯科出來之時者、觸申本所、隨實否可請取、可停止自由狼藉也、以此旨可被相觸所々地頭之狀、如件。

寛喜三年九月三日

掃部助判

駿河守判

(近江國守護)
佐々水左衛門尉殿

之に依ると、近江國では在來の大番舍人各一人毎に給田は壹町、雜免田は參町、在家は四宇家を限つて得分として、年貢課役等の負擔免除の特典に浴し得べき者とし、此以外の土地は假令從來は地頭又は舍人が如何様に論じてゐても、地頭の支配に従ふべき者と定められた。又大番舍人や其親類從者等に犯罪ありて地頭が檢舉する時には、一旦本所に通知し實否に従ひ本所から之を請取るべき者とし

た。而して近江國では此折中法が實施せられたるに對し地頭や舍人等の満足しない場合もあつたが、次に示す前後を缺ける文書は、此法の實施の後に近江國大番領の雜掌と某所の地頭との間に生じた爭訟に對して、六波羅から與へられた下知狀の斷簡に相違なしと考へらるゝ者である。田代文書

(上缺) 第也、先例以給田壹丁、勤所役之由承及者也、而雜免參町在家肆宇事先例不分明□、(殿方)

此御成敗之後、地頭得分如無之間、所憤申云々、如親直申者、當庄舍人拾五名半内、殿下御方七名半、宣秋門院御方三名、近衛禪定殿下御方五名也、於禪定殿下御方者、依爲□別親直不及訴訟、

而先例給餘田之員數名々不同也、或十餘町或五町也、給田之外於余田者、辨濟有限所當、敢不

勤仕雜役、各依爲□役之身也、折中御下知狀事、舍人等猶雖貽訴訟、爲斷地頭之濫妨所被仰

下、不申及子細、而至被破彼狀者、任前地頭兩人時永安永并親盛光村親父之例、欲蒙成敗、彼輩全無

妨舍人等之雜免在家云々、如□□申者、拾五名半事先例勿論也、名別給田壹町之外、無屋敷等田

之由、雖令存知、如舍人等注進狀者、名名田數分明也、爰重召問光村之處、亡父親盛之時、尙

弱雜色男一人、補置代官之間、不及召仕□役、適任道理召仕之時、□百姓等或號大番、或稱神

人、繩天鐘不叙用、自然默止畢、光村在京奉公之今、不召仕百姓哉云々、者親盛之時召仕之由、

光村不申之、寄事於在京構申之條、已爲新儀、仍先例不勤雜役之旨、親直所申、非無其證、

所詮就折中之法、成敗之由、被下殿下御教書之間、被下知重時時盛等之處、任彼御教書、人別

可引募給田壹町雜免參町在家肆宇之旨、成下知了、(下缺)

此下知狀に現はれた事件は、地頭側は舍人は給田壹町で大番役を勤めるのが慣例で、雜免參町在家四字の先例は不明だと言つて、百姓を雜役に使つた理由を辯護したが、雜掌側では名別に給田壹町の外雜免や在家の特權があつて、前任の地頭はそれを尊重して來て居る。給田雜免の外に餘田を給ふ慣例で、名に依つて或は十餘町、或は五町位を給せられる。雜免僅に參町に限ると言ふが如きことはないと主張した。兩者の主張には甚だ開きがあるが、之に對する判決は殿下御教書の折中法に従つて、人別に給田壹町雜免參町在家四字を許すと言ふことにしたのである。此實例では攝關家が折中法を出さねばならぬ様になつたのは、地頭と雜掌との間に舊慣に對する解釋大に相違して論争が絶えなかつたから、之を終止せしむるが爲であつたことを推知せしむるに足りるが、尙又、折中法と言ふのは何故に折中なのか、其理由を窺はしむる者がある。注意すべきは、右の判決に見ゆる名別と人別との差で、給田壹町に相違はないが、雜免田の額に異同があつたことだ。即ち雜掌側の主張に名別の雜免の餘田を述べて、先例給餘田之員數、名名不同也、或十餘町或五町也」とあり。然るに折中法では人別に雜免參町となつてゐるのである。而して舍人の數に就ては「當庄舍人拾五名半」と言ふ點は兩方共認むる所だが、此數は寛喜三年八月一日の關東御教書及び其翌月の前示の六波羅下知狀に舍人の人數又は本人數と言へる者に當り、拾五人半を拾五名半より出す筈だから、彼此合せ考ふれば舍人は一名よ

り一人を出すのを原則としてゐて、其點では名別人別の差なきが如きも、從來の慣例である名毎に雜免田の給與の額が異なると言ふ様では争を生じ易いので、今度は舍人側と地頭側との主張の中を採つて、劃一の制を定め、一人別の制即ち舍人一人を出す者の得分、反面から言ひ換ふれば名田が一家の有である与否とに論なく、其田地を有する者が、一家又は數家で、舍人一人を出すべき者と義務づけられたる田地(大番負田)の數額を規定したのである。余田の給與を止めたと解される。

近江國に於ける大番舍人の得分に關する上記の折中法は、併し乍ら給田のみならず雜免田と在家とに就ても、先例を參考して定められた者だ。兵範記紙背文書には之に關して一の史料を止めてゐる。年代は長寛二年前後の者と思はれるが、後半を缺ける建部社神官庄司等の解狀に依れば、問題となる庄園に居住せる舍人を十六名舍人といひ、各名には差別を立てず均一に名別三町の雜事免を給し、且名別四字を免除することゝしたが、其外に餘田があつて之は名別均一ではなかつたやうだ。而して雜免田と余田との別なく所當米は七斗三升とするが、余田は從來の如く雜事を勤めしめたいと言ふのが、領家建部社の要求であつた。茲に給田が見えぬが其は雜事免除が係争事であつた爲、雜事免除に關することのみを述べたのに過ぎないので、給田がなかつたのでは無いであらう。只名別一町であつたか否かは不明だ。而して茲に注意を要するのは、王朝時代に於て近江國の大番舍人の給與に、名別の雜免田三町と在家四字と言ふ數字が出来てゐたことである。永年の慣行で王朝の末には舍人領が各

地共通に略々定まつてゐた者と言つてよからう。舍人と言ふ地位は元來令制に起源を發する者だから得分に於ても劃一的となるのが自然であつた。

近江以外の二國に於ても之と同一であつたか否か不明である。「田代文書」に豊富に史料を存する和泉國大鳥庄を見た所では、雜免田在家のことあるも給田がない。但後園後島が見える。而して在家に就ては建仁三年九月の和泉國廳宣に、「右當國權門之輩、正家[◎]一[◎]宇[◎]脇[◎]住[◎]三[◎]宇[◎]之外、於[◎]間[◎]人[◎]之[◎]在[◎]家[◎]者[◎]、勤[◎]仕[◎]國[◎]役[◎]之[◎]條[◎]非[◎]新[◎]儀[◎]、且[◎]院[◎]廳[◎]御[◎]下[◎]文[◎]顯[◎]然[◎]也[◎]」と見えて、在家四字が國役免除だつたことは近江國に均しい。思ふに給與の根本比例は略々相一致したが、三國に對する京都からの距離の差が影響したことはあるだらう。而して右の廳宣の引用にある所では、在家四字は正家一字と脇住^{脇在}三字とであつた。思ふに此中の正家が舍人名の名主の家で、脇住は其分家の類であつた筈だ。大鳥庄で友貞松近武道武末吉宗等は名田の名稱でもあり舍人の名稱^{符號}でもあることになつてゐるが、之は元來一名一舍人の制であつたときの痕跡であり、右に言ふ正家の祖先の舍人たりし者の名稱が傳承された者に相違あるまい。而して脇住や間人が正家と共に番役を勤めても、脇住三家のみが免家となつたのだ。

寛喜三年の折中法を基準として考ふるに、舍人名は此年以前は概して之よりも多く、之より年代の下るに従うて減少したと言ひ得る。處で給田雜免が右の如くなら、舍人一人を出す名田は四町となるのが近江國の場合である。寛喜以後でも之に後園給島が附屬すると、給與された田島の數額は相當多

くなる。他の二國は不明だが、今和泉國大鳥庄を見るに、建治二年地頭方名丸帳の舍人名重留は十二町一反六十歩、同友貞は約五町で、其他少き舍人名も二町餘であるが之は上村地頭方の分で、舍人名は他の地域にもあつた。例へば舍人名の松近名は上村では二町六反餘に過ぎないのに拘らず庄内で最も大きな名であつたのは他所に跨つてゐたからであつて、舍人を出すが爲に給與された田畠の額は不明でも、同庄の各舍人名に屬した田畠の額が相當大であつたことは明白だ。之れ其起源に於て里内の富者が舍人に補せられた上に、雜免の特權と主家の權威との爲に富を積み易かりし爲であらうと思ふ。而して特に大きな名田では舍人を二人以上出したかとも思ふ。

給田及び雜免は共に原則としては所領の所有者又は領主たる名義を有する本所家から給與された名田であつたと言ひ得るが名田に對する舍人の關係は成立の事情によつて必ずしも一定しなかつた。給田では年貢米と雜課とが合せ免せられたのに對し、雜免では年貢米を出す義務はあるが雜課は免除され、舍人の受けた雜免田免在家後蘭給皇等を總稱して大番雜免と言つた。雜免田の年貢は土地柄によつて一定しなかつたけれども、例へば上記の大鳥郷(庄)は國衙に對して反別一斗八升の正税と交分斗別三升とを出すべきであつた。王朝の例では前掲の建部社領が所當米七斗三升となつてゐる。彼此大差あるやうだが、建部庄には給田があり、大鳥郷には雜免田のみで給田が無かつたやうである。雜免田以外に余田が給與せらるゝことがあつたが、余田に就ては所當米以外の雜課を出さしめたこともあ

の名り、又は之を免除したこともあつた。然るに寛喜三年の折中法は前述の如く一般に余田給與の慣行を停止したやうである。

大番舍人の雜免即ち雜事免とは公家武家の諸般の雜課を免除さるゝ特權であつた。其實例としては和泉國の大番舍人は公家方の大嘗會の召物雜事、東福寺地引人夫、熊野用途、内裏大番用途、新日吉鑄流馬用途、國衛米と言ふの類皆免除され、舍人にも課する場合は理由を明示した。武家方の將軍御所用途、六波羅御所用途、鎌倉夫等の如きも免除される。(三三) 家別の賦課も免在家であれば之を免れた。例

へば大番の家に對し地頭から草薙を命じ得ない。而して免家は四家であつたが、思ふに初は一家一名一舍人の制であつたのが、後に分家したり雜免田を賣買したりしても、大番役の義務は土地の負擔で

あり、所謂大番負田(二五)と言ふのが慣例であつた關係から、在家役免除の家を一家と限り得ぬことになり、遂に之を四家までは許すことになつたのであらう。

大番舍人の職務に就ては既に述べたが、彼等の上番は自費で爲されたのであらう。大番負田は其爲の田地であつて、一家又は數家共同で一舍人を出した譯だ。舍人一人の上番日數は一年間何程であつたか。令制の歲役十日は口分田制の下で課役の四分の一位に當り、兵士は係役、舍人兵衛衛士は課役免除でありたるに比すれば、鎌倉時代ですら一人の給田一町雜免三町在家免四宇の特權を有する様な大番舍人は、十日間一番の上番を何番か宛勤めねばならなかつた筈である。在家四宇家四が免在家であ

つたところから考へると、恐らくは四番四十日が少くとも王期末期の舍人一人の上番日數であつたのだらう。此外本所に對しては大番役の外に命を受けると御公事を進むる義務があつた。^(二六)三國の舍人が夏期に魚貝を納上したるが如き之である。^(二七)又庄内の役として番米を出す義務の如きものもあつた。^(二八)年次不明の兵範記紙背文書に、近江國淺井西郡今西庄の大番舍人が、「或勤仕政所役、或勤仕庄家役」とあるは、大番役等御公事は政所役であり、番米は庄家役であつたと言へやう。

大番舍人の經濟生活は右の特權と義務とによつて略々明かであらう。其消長の跡を考へると承久役後大番領にも新補地頭が補任せられたことが、大番舍人の經濟生活に甚大の關係を及ぼすことゝなつた。前に言つたやうに寛喜三年の折中法によつて舍人の給分を確定したけれども、地頭は雜免の田畠在家に公事を徵收するし、犯罪人ある時は恣に檢舉して其所領を沒收する機會を捉へるなど、大番領に對する侵害は次第に加はつたのである。大番領の崩壞過程に關しては和泉國大鳥庄の状態を相當詳細に知り得る者があるので、其事は別に之を綴つて發表した。^(二九)彼場合では弘安年代から領家と地頭との間に和解が進行し、應長元年に至ると下地中分に依つて一切を解決することにしたけれども、大番領の本所は此爲に不利益を蒙ることゝなつて、南北朝に入つても中分地に於ける紛争は治まらなかつた。舍人は地頭の爲に特權を妨げられ重課に惱まされたので、鎌倉時代の末には其中の武力秀でたる者が反亂をやつた。大番保司や庄内の舍人等は之に應じて立つ者あり、傍郷の住人等も加勢するの

で、守護代の力を以てしても鎮定は困難であつた。併し南北朝を經過する中に此運動も地頭の抑壓に敗れ、地頭分の土地は完全に其領地となつた。思ふに他の大番領と其舍人との運命も之に類する者ではなからうか。領家の下地處分の爲に舍人の本所が不利益を受けたこと、舍人が武力を以て地頭に反抗する可能性の多いことを特に注意すべきだ。

九、大番領及び舍人に對する保護

殿下大番領の大番舍人は攝關家の爲に大番役を奉仕する任務を帯びた者であつたから、攝關家では凡ゆる方法を講じて之を保護した。既に彼等に對する給田雜免等の特典なる者が、彼等を保護する制度であつたのであるが、其外に更に手を盡して彼等の身體と所領とを保護した。

領家との關係では京番頭が之に關與した。番子舍人恒清の爲に清原貞包が關白家政所に奉つた長寛二年の解狀は第五項に掲げたが、事件の内容は舍人恒清に雜意ありとて、上西門院の保定使が恣に彼

(三〇)

の身體を監禁し過料に處し、更に作麥を茹取り所領の田畠等を差押へたのに對して、番頭貞包は主張するやう、(1)大番舍人は縱令過失ありとも、何人も勝手に之を逮捕し監禁し處罰し得べき者ではなく、本所に其事由を告げたる後に始めて之を爲し得べき者だ、(2)舍人の所領の田畠に至つては、濫りに他より之を占有し得べき者ではない。然るに上西門院の保定使が兩つ乍ら之を侵したのは不法の至りである、と言つて本所の救濟を仰ぎ、以て大番役を無事に勤めさせたいと請うた。文書は之限りである

が、舍人が本所によつて特に保護さるゝ身分であつたことが、之によつて甚だ明白である。茲に上西門院は此所領の領家であつたと解しうる。即ち領家による舍人の被害に對し、舍人の本所が保護を與へる關係に在つた。

次に大番領が公領の中にある場合に、舍人の所領が國司から侵害されると、本所では院に訴へて院廳下文による保護をうけることが出來た。和泉國大鳥庄の大番領に關して仁治三年九月和泉國在廳官人に對し後院廳下文が發せられ、國衙(並に守護地頭)の煩を停止せしめられたるが如きは此實例である。而して舍人等が彼等の郷司から侵害されたときに、大番領の舍人が本所の政所に訴へて保護を仰いだ實例は、「玉葉」にも散見するが、^(三二)「田代文書」に於ては和泉國舍人殊に大鳥郷(庄)に關する數個の文書を見ることが出来る。而して之に對する救濟の手續は、攝關家政所では公家法により、直に國衙に向つて通牒を發し侵害の停止を求むることを得たのである。國衙に對する攝關家の御下文は、或は先づ在京の國司に向つて發せられることがある。此時には國司から留守所に向つて廳宣を發して侵害を止めしめる。或は國司の廳宣を付し又は此事なくして、政所より直ちに國の在廳官人に向つて侵害を停止して舍人を安堵せしむべしと下命することあり。此場合には下文は在廳官人と大番舍人とに向つて發せられた。此外なほ舍人から直接に國司に訴へると、國司は廳宣を留守所に發して、先例に従つて舍人の愁訴をかなへてやる様に命ずることもあつた。舍人が本所政所へ訴へると、政所下文を大

番保司舍人等に下して其特權を確認すると言ふ手續に出でた場合もある。今此等四箇の場合に就て、一々實例を擧げるのは煩瑣だから、第二の場合の中、國司廳宣を示すことなくして在廳官人に向つて本所政所の下文が發せられた一例のみを示すと、

攝家政所下 和泉國在廳官人并大番舍人等

可早任先例停止尊惠正方等妨、以友貞重富、如元爲大鳥日下部兩鄉村々刀禰職事

右彼友貞等解狀云、去年十一月爲日下部郷收納使長慶沙汰、友貞住宅無故付巨多使、俄走入於婁子居所、欲令見辱之處、舍人拔重等爲尋承子細罷向之間、不論是非依令陵礫、雖言上子細、御沙汰遲々間、長慶等乘勝令究陵舍人之故、大鳥郷舍人友貞松近武道武末吉宗等村々刀禰譜第相傳之職、爲尊惠等被押取、又日下部鄉村々刀禰職、爲正方爲則等被押取、如此連濫行出來之間、舍人等難安堵者也、苟保司住宅者國政所也、不可唯他所事也、者可早任先例、以友貞重富等、如元爲刀禰職之狀、所仰如件、在廳官人等宜承知、不可違失故下。

建仁二年四月十五日

案主 中原

別當散位平朝臣判

以下七人略之

次に武家時代に於て守護や地頭から大番領や舍人等が侵害を蒙つた場合には、攝關家では或は公家法の手續により院に訴へて大番領に對する院の保護を受けることも出來た。先に一言した仁治三年九

月の後院廳御下文の斷簡に、「可令停止國衛並守護地頭之煩者」とあるが如きこれである。併し乍ら攝關家政所から直接武家に向つて要求し又は訴訟するに非ずんば、目的を達することは容易でなかつた者と思はれる。故に大番領から守護地頭の侵害ありし由を本所に告げて來ると、殿下御教書が武家に向つて發せられる。此御教書は二種ある。一は直接に非行の停止を守護地頭に下命あるやう要求する者で、寛喜三年八月一日の關東御教書に於て、攝津國守護代が番頭友清の後家の番米四十石を横領したる事若し實ならば、早く之を返付すべしと命じたるが如きは、殿下御教書によつて要求されたるが爲に幕府の發したものであらう。此外に殿下御教書が雜掌の訴訟の舉狀紹介となる場合があつた。抑々大番領の雜掌は國毎にあつた。和泉國ならば和泉國大番領雜掌と言つた。彼は同國內の攝關家の大番領並に舍人の被害に關して武家に對する訴訟の當事者となつた者であるが、先づ事情を具陳して本所政所に奉り舉狀の御教書を申請し、之を得て武家に訴へる。被告は固より地頭である。事件は武家の所務沙汰として取扱はれたが、下された判決には關東下知狀もあり、六波羅下知狀もある。而して武家裁判所で雜掌を訊問等の爲召喚するに就ても、本所を経由して召喚すべき者となつてゐた。

大番舍人の保護に關する攝關家と武家との交渉も亦、舍人の所領と身體との兩方面に關する者であつた。此事實は寛喜三年八月一日の關東下知狀が最もよく之を示してゐる。即ち此狀によつて、舍人の所領を確定することゝ、舍人の本人親類所從等に犯罪ある時其檢舉は本所に申告して爲さるべきこ

と、の二ヶ條が定められて居る。

抑々本所の大番領に於ける利害と大番領に衣食する大番^{大番}舎人の利害とは一にして二なかるべき道理であつた。大番舎人の被害はとりも直さず大番領の被害であつた。大番領に對する本所の進止權を失はざらんが爲に、並に又、大番舎人の上番奉仕を怠らざらしめんが爲に、攝關家では大番領と大番舎人とを不可分の者として取扱つた。従つて攝關家の權威強き時は大番舎人の保護も充分に行はれ、大番舎人の威勢も揚る時であつた。百姓が力を貴家に假り威を本主に頼つて、租税を納めず公責を避けるの弊あることは、貞觀、寬平、延喜年代の太政官符で頻りに警戒したことであつたが、大番舎人の如きは其實例で、屢々威勢を利用して不法の行爲に及ぶことがあつた。王朝時代の例では、先に掲げた建部社神官庄司等解狀に、大番舎人が「庄内に居住し乍ら權威を募り神慮を恐れず」、「所當米を對捍し、在家等雜事を勤仕せず」とあるもの、鎌倉時代の例では、「石清水文書^{前掲}に見ゆる近江國細江庄の土民が大番舎人の名字を買取して給田を貪り取りたるが如き者がある。而して公家法の法域である國衙領家との關係では、攝關家の權威大なる爲、其寄人^(三三)である大番舎人の威勢も大であつたが、武家との關係の生ずるに及んで藤原氏の權勢は次第に衰へざるを得なかつたので、大番舎人の威勢も守護地頭の權力の前には弱い者となつた。大番領大番役及び大番舎人の盛衰史は、畢竟攝關家の勢威の消長の反映に外ならなかつた。

十、大番舍人及び大番領の起源に就て

攝關家の大番役大番舍人及び大番領に就て、關係史料の語る所は上記の如くであるが、最後に其等の起源に關して所見を述べよう。令では内舍人大舍人東宮舍人中宮(皇后)舍人等は、蔭子孫位子の中から採用する制度であつたが、大同元年からは東宮中宮(皇后)の舍人に平民^白をも何程かを採用し得べきこととし、延喜式は此新制に依つてゐる。又令制では五位以上に帳内資人を給ふことはあつても、舍人を給はることは無かつたのに、養老三年に一品舍人親王に内舍人二人大舍人四人衛士三十人を給ひ、三品新田部親王に内舍人二人大舍人四人衛士二十人を給ひてより、皇族に舍人を給はる慣例を生じた。併し以上四種の舍人は宮廷生活に關係した者で、世俗の生活に觸れることの乏しい者であつた。之に反して六衛府の舍人は之を庶民の中から採用するだけあつて、早くから社會生活と關係を保つた者であつたが、其定員の數多き爲め自然綱紀の紊れ易い傾きがあつたと見え、貞觀延喜の頃には既に其數が甚だ多く、宿衛の任務を盡さぬ有名無實の舍人を生ずるに至つた。昌泰四年の播摩國司

の解狀によると、同國の百姓の過半數が六衛府の舍人の名義を有してゐたが、彼等は衛府に出て宿衛

(三四)

するに非ず、作稻を衛府の官物だとか權門の稻だとか言つて租税に納めなかつたり、權威を利用して勤むべき課役を勤め無かつたりする連中であつた。三善清行の意見封事^{延喜十年}を見ても全く之と同様である。彼等舍人は住所と定められた東西の帶刀町には住まないうで諸國に散落して居る。千里郵驛の

外、百日行程の境に住居し、分番宿衛どころのことではない。彼等は皆地方の強豪民間凶暴の輩であるが、國司の檢察を逃れて京に來り、金錢によつて舍人の職を買ひ、郷里に歸つて國司官長を凌辱する連中だと言つてゐる。

六衛府舍人の制が延喜年代に於て既に斯くの如く紊れたことは、獨り京師の守備の弛廢した事實として注意すべきことであるのみではない。此時代に流行してゐた權勢家と之を頼つて保護を求むる百姓との間の新たな主從的關係の發生と發展とが、かゝる舍人制の紊亂と無關係ではなかつたと言ふ事實に於て一層舉示に値する者がある。平安朝の初期には「官家の人」、「王臣家の人」、「高家の從者」などと稱し、主家の權勢を笠にきて國司郡司等の命令にも服従しない連中が漸次其數を増加し甚だ政務を妨げた。之を取縮るが爲め太政官符は屢々發布されたが、次の官符の如きは舍人制度との關係上特に此處に引用するに値する者である。

太政官符

應禁斷諸國百姓稱王臣家人騷擾部內事

右舍人帳內資人之外、託仕官家一切禁斷、去寛平三年九月十一日新制已立、下符之後未經年序、而無類奸猾之類稱王臣家之人、放縱暴猛不從國郡、侮慢牧宰騷擾所部、誠雖猾民之濫惡抑又憲綱之寬簡也、不立嚴制、皇威何張、左大臣源宣、奉勅重立法制以絕暴惡者、諸國承知舍人帳

内資人以外、若稱官家人、好濫惡者、隨犯見決莫以寬宥、如有陰贖注狀言上、不得阿容。

寛平六年十一月三十日

官家の人と稱することは威勢がよいので甚だ濫用せられ易かつたから此官符が出た。舍人帳内資人の三者以外に官家の従者なる者はない故、此以外の者が紊りに官家の人と號することを嚴禁したのである。之を見てわかるやうに舍人の職は帳内資人と共に、公法的に官家の従者であつたので、私法的關係にすぎない「高家の従者」や「王臣家の人」などよりも重く見られてゐた。舍人に宮廷に奉仕する者と、之を皇族に賜はつたものと、六衛府の宿衛たる者との別ありしことは上述の如くで、此等は何れも官家に奉仕する舍人たる者に外ならなかつた。然るに此中で六衛府の舍人は延喜時代にもなれば甚しく紊れて、金錢を以て此職を買取することが出来るし、田園の間に散落して單に名のみを舍人と稱する者を生じた位であるから、かやうな舍人の連中が京都の王臣家と主従の私的關係に入り、即ち所謂「高家の従者」であり、「王臣家の人」である者の中に、舍人と言ふ官名を有する連中を生じたことは疑のない所で、かやうな舍人が随分權威を弄した様である。既に昌泰四年の播磨國司の解狀に於て田舎にゐる衛府の舍人が作稻を權門の稻だと言つて出すのを拒んだ程だから、問題とするが如き關係は昌泰年代以前から早くも發生してゐたやうである。

舍人制度の紊亂は右の如くにして起り、且其れは一層發展すべき可能性を有つた者であつたが、此

くの如き情勢の下に於て最も有利な地位に立つた者は藤原氏であつた。即ち攝關家の大番舍人の起源に就ては次の二つの何れかであらうと言ふ推察がなされる。(1)は右の様な時勢に於て舍人制度は弛緩し、藤原氏に對しても舍人の給與が行はれたのであると言ふ推考。既に早くも和銅三年七月丙辰條の「續日本紀」に、左大臣ノ舍人なる者が見えるが、之は左大臣に給はつた舍人であつて、當時としては異例に屬するが、舍人制度が右の如く紊れて來ると、舍人の給與も寛大となつたであらうと考へられる。而して此種の舍人は獨り藤原氏に對してのみではなく、女院にも給はり得た者で、第八項所掲の六波羅下知狀を見ても、「當庄舍人拾五名半内、殿下御方七名半、宣秋門院御方三名、近衛禪定殿下御方五名也」と見え、其他院の大番や高陽院の大番領や八條院の番役など云ふ者もあつたのは、皆特に朝廷から賜はつたものであると考へらる。否此考へ方では、大番舍人の起源は寧ろ令の中宮東宮の舍人に發し、後には皇后中宮東宮の三宮舍人などの舍人勤務も結番して行はれ、取りも直さず此等は其名の有無に拘らず大番役であつたのだが、それが舍人制度の弛廢した頃から、藤原氏にも許さるやうになつて、茲に藤原氏の大番舍人を生ずるに至つたと、かくの如くに考へられ得るのである。然るに考へ方の(2)は、六衛府の舍人として課役免除の特典を有する連中が、前に述べたやうに宿衛の任に就かず、地方に散居してゐたが、彼等が藤原氏の從者となると、茲に藤原氏の從者である舍人を生じて、此連中が宿衛して大番役を勤めたのであると言ふ考察である。

制度論としても歴史説としても、前者の方があり得べく思はれる。帳内や資人も之をトネリと和訓したが、准三宮の如き慣例の下に藤原氏が優待せられる時代となると、宮廷の舍人に類似したる舍人が藤原氏に給せられると言ふことはあり得ることだ。かゝる舍人は隨身と異なる者で、隨身は關白とか近衛大將とか言ふ特定の高官に賜はつた者であつた。關白家には隨身府を設け、之を隨身の舍人も言つたが、近衛なる軍人であつて其給はる數も乏しかつた。又大番舍人は固より仕丁と異なつた。仕丁は低劣なる勞働に従事すべき者であるのみならず、攝關家の大番國から現に仕丁なる者を出さしめた事實も存する。併し乍ら攝關家の大番舍人は、平安朝初期の終頃から起り、其後次第に數を加へたと思はれる者で、其増加發展の過程には庄園制度の慣例が影響を與へてゐると考へざるを得ぬ。

大番舍人の起源が假令右の如くだとしても其は令制の舍人の全く變質した者であつたことを忘れてはならぬ。第一に令の舍人は蔭子孫位子を探るのが原則で大同元年から少數の庶民を採用したのに對して、攝關家の大番舍人は凡て農村の平民を上番せしめた。第二に令制の舍人は採用の國を特定しなかつたが、大番では近江和泉攝津の三國を大番國としてゐた。第三に令制の舍人は課役免除の特典を政府から受けたが、大番舍人は給田雜免在家免の特典を藤原氏本所から受けてゐた。第四に前者に給せられた土地は政府の支配に屬する國土土であつたが、後者の所領たる土地は本所藤原氏の所有地又は領地で、特に大番領と呼ぶるゝ者であつた。之等四箇の相違を道覽すると、大番舍人が攝關家の私權

の下に立つ者となり、以前の公法的關係を全く失つた者であることが明白である。而して初の二點は、舍人の上番が十日間一番であつたと言ふ點を合せ考ふるとき、令制の歳役が畿内の百姓を一年に十日間上京せしめて官役に服せしめたと言ふのに酷似する者である。即ち攝關家の大番役は形式的には起源を諸宮の舍人に發するも、實質的には歳役制度を摸倣した痕跡の認むべき者があると言へやう。

大番舍人と所領との關係を見ると其が庄園的であつたことは益々以て明白である。一般的には大番領に對し藤原氏は領主たる本所家の關係に在つたけれども、大番舍人各自の所領（大番領）は其起源必ずしも一樣ではなかつた。或者は藤原氏の所有の庄園の土地を給田や雜免田として與へられてゐた。或者は次に示す如く私有の土地を大番負田として雜免等の特典を受けてゐた。或は大鳥庄の如く曾て雑田の行はれてゐた公領内に生じたのもある。最初の場合は庄園だが、之も更に分れて、藤原氏が開發領主である土地を給與されたのもあり、彼が領主領家又は名主の寄進をうけて本所家なり本所の得分として大番役を設定し、舍人は本所藤原氏から給田や雜免田を大番負田として受けるが、其田地は舍人の私領を寄進したのを改めて給與せられた者であると言ふが如き場合もあつたのである。近江國大番舍人の前示諸例多くは之に屬する。私有の土地を大番負田にして、私有名義を續けた者は其數が比較的乏しかつたのに相違なからうが、兵範記紙背文書にある次の斷文の如きは其例であらう。

犬上東郡大番舍人僧良命解 申請 殿下政所御裁事

言上二箇條

一、以先祖相傳田八町二反、五十餘年間爲大番負田、勤仕御公事。

右良命以和傳私領、勤仕殿下大番之役、老耄之後申請カ件田畠於二男爲友、爰良命年齒八十餘之

刻、依不知東西、附屬沙汰彼男之處、於四町田者、召使宮行與令雙六之刻カ、辨渡質物、又四

町二反者、新院御封代辨同宮行、依濫行永令不孝爲友畢、其後附屬嫡男菊次、而爲友令カ執行

之時、或云雙六質、或言御封代、八町之田地悉令亡カ失（下缺）

此文書の示す所によると、相傳の私領を大番負田にして大番役を勤めるのは、本所は之を保護する義

務を有する一箇の雙務契約に依れる者であつて、舍人良命は五十餘年間之を繼續したる後、權利と義

務とを其二男爲友に讓渡し度きことを本所に請うて許されたが、爲友は浪費者で彼田地を失つて終つ

たと言つてゐる。其後文を缺くが、此田地に關して何か本所政所の權威にすがらうと言ふのが目的らし

い。即ち之を見れば、大番負田にはしたが私領であるから自由に處分することが出來たし、且又大番

負田となしたのは所有者良と本所との契約に基くことだから、此契約は本所又は所有者に於て破棄す

ることをも得べく、所有者が變更するときは、此場合に限つて大番役の義務は約なき限り、所有權

に伴つて轉じなかつたものと考へられる。

斯様に大番役に關係ある所領と本所及び舍人との關係は一様でなかつたが、茲に注意すべきは此等

の關係は要するに庄園的となつて居ることである。尤も今日獲らるゝ史料は王朝の末期より遡ることは出来ぬけれども、攝關家の大番の慣例の起つた時代が既に庄園制度發生當時又は直後の事であつたとすれば、此等の關係は起源の初に遡つて之を見ることを得べきもので、時代の下るに從つて潜在的な者が表面に追々露出した者だと言へやう。即ち大番舍人は淵源を諸宮の舍人に發するが、其が藤原氏に許されて藤原氏に奉仕する舍人に對して雜免等の特典が與へられると、其舍人は私法的な關係の者となつた。抑々藤原氏に舍人が與へられたと言つても、令制の資人の給與の如く純然たる官給でなく、舍人制度頽廢の結果藤原氏が私的に有し得た舍人に對して公家の公事を免除するが如き特典を與へた者だと考へる。從つて舍人たる人は藤原氏之を定め、公課免除の特典ある人數の點が諸宮との關係上慣習的に制限されてゐたと言ひ得るであらう。即ち其初から舍人職の與奪は藤原氏の處分に從ふと言ふ慣例であつたと考へざるを得ぬ。

十一、結 論

攝關家の大番役大番領及び大番舍人に關して、余の知り得たところと考察し得たところとは右の如くである。問題は一見小なるに似て實はそうでない。從來全く閉却された方面であるから、之に關聯して社會史上法制史上次の如き新たななる研究の部面が、史家の注意を促す者となるであらう。

第一に、律令法の變質が大番役及び大番舍人の發生と成立との背景をなしてゐる。律令の法制は永

年の慣行の爲、平安朝の中期以後其本質を變へた者となつた。之を公家法と呼ぶ法の體系の一部と見るべき者なることは、余の屢々主張する所であるが、此處に述べた大番役と大番舍人とは令制の舍人の宿衛宿直の制度が、社會の情勢の變化に順應し、全く變質することに依つて出來た者だから、令制の變質過程は此方面の研究によつて、一層明かに爲され得べき者がある。

第二に、庄園發生史の新たなる考察に端緒を與へる。寺社權勢家の大規模なる庄園所有が行はるゝことゝなつた主要なる原因の一つは、地主から土地の寄進をうけたことであるが、其等の寄進は獨り領家や領主や庄司や地頭等の所職のみを留保して行はれた者ではなかつた。攝關家の大番舍人となるが爲に、所領を之に寄進して大番負田として給田や雜免田をうけると言ふ方法もあつた。之は舍人職だが、舍人職以外にも同様なことがあり得たであらう。又固より藤原氏に限つたことでない。

第三に、權門の寄人の爲に價值がある。舍人が權門の寄人なることは前項の終に述べたが、一般に權門の寄人は公事免除の特典を與へられ地方に勢威を振つた者で、神領が神人によつて守られた様に、權門領が寄人によつて守られることがあつたやうだ。本文の大番舍人は正に其一例である。攝關家が本家又は其他の因縁ある庄園の爲、田地の檢注や年責の催促に大番舍人を用ひたことは第六項に述べたが、權門領の發達史を知るには此種の寄人の貢獻を考へて見ねばならぬ。

第四に、武士發生史の一新面が考へられる。地方の強豪が延喜の頃六衛府の舍人の稱號を買つて地

方に威を振ひ、國司を苦しめたやうに、大番舍人も地方の比較的有力なる者が之に任せられたのであつて、それが攝關家の保護の下に其地方に勢威を振ひ、又自ら守るの必要からして武を練ると言ふ者も生じて茲に權門の從者である武士を生じた。固より純然たる武士となつたのは舍人の一部のみであらうが、權門の武士の發生史に關して一の新たな着眼點が此處に見出されるであらう。

第五に、庄園の構成と性質とに就て新に考ふべき問題が提供される。即ち公領の國衙や庄園の領家と相並んで、藤原氏の大番領なる者があり、其地からは大番舍人が上京して大番役を勤めると言ふ特別の領主關係が存在した。この場合の領家は本家の爲に年貢を管理すると言ふが如き關係ではなく、本所藤原氏と國衙及び領家との利害は衝突を來し易かつた。庄園を年貢米と領家との方面から研究するものが從來の方法であるけれども、新に之を公事と本家との方面から見直すと、複雑な關係のあることが見られて來る筈だ。

第六に、名田の性質が一層深く考へられる。從來名田はよく判つてゐないのだが、此處に言ふ大番舍人の場合では、名田は舍人を出す負擔がある關係上永続的な存在であつた。一個の名田からは一人の舍人を出さしめるのが基本となつてゐて、舍人を出す義務あるが爲に名内に於て給田給名給畠などを與へられてゐた。大番役は名田の給田給名給畠等との關係ではあるが、必ずしも舍人を出すべき特定の家があつたわけではない。名田との關係で家との關係ではない。免在家も四家までが與へられた。

其中に正家があつて名主の家であり、其家が初め大番舍人となつた家を繼承したとしても、之だけが
大番役を凡て負擔すると限らぬ。傳統的に大番舍人を出す義務のついた大番負田を有する者が義務を
負ふべきであつた。故に數人が負田を有し共同して一舍人を出すべき場合には、名田を基本とする一
個の財團の如き者を生ずる。名田の土地は庄内又は郷保の内の各地に點在した一反前後の耕地であつ
て、名田の名稱は之に對する總稱であつたが、領主に對しては舍人名であると言ふ點に於て單一な組
織であつた。名田の統一が永續するには其原理がなければならぬから、之を單純に名主の所領と言
ふ風に考へてはなるまい。今後名田を此方面から眺める必要があらう。

第七に、宿衛の爲の番の組織が殊に發達してゐたことは農業時代の軍制の爲に見遁し難い。之は主
として財政及び經濟上の理由から、農民や武士をして自費にて短期間宛政府や主家の爲に上番せしめ
たのであるが、有事の際は多數の人員を動かすことの出来る組織であつた。例へば藤原氏の舍人の如
きも、王朝の末に凡そ三百人乃至三百六十人以上の數があつた勘定になる。^(三九)これ大番役の如き者が、
公家にも權門にも武家にも有要であり、益々發達せし一理由であらうし、番制は兵制史の爲に研究の
價值が多い。

第八に、大番役の概念が解放される。從來大番役と言へば京都の禁裏大番役を聯想し、又鎌倉大番
役が之に摸倣して定められた者となし、大番の制度を兵士や武士の行ふ守護制度と同一視する傾が強

いけれども、茲に見る如く攝關家の大番役は立派に彼等とは別個の制度である。そして之に類する大番役が院や中宮や女院等にも在つたことは本文に指摘せるが如くである。大番役を固有名詞の如く見ではならぬ。普通名詞に屬する。上記の諸家で行はれた大番役の一層歩を進めた研究、殊にそれと庄園との關係は興味ある新たなる研究の對象となり得る。

註

(一) 番制の分番と長上に關しては、考課令、凡分番及び内外初位以上の二條參照。其順番が來り所定の期間勤務することを番と言つた。

(二) 仕丁に就ては、兵籠記紙背文書に次の文あり。「退申 細工所國仕丁先例給口候歟、高陽院御方任先例被召付了、如先々可給之由、此御方細工所所申候也、先例候、可給事可尋申之由所候也、謹言」年代を缺くも勿論王朝末の者である。高陽院領から仕丁をとり細工所に置く先例ありし由だが、恰も舍人と並置された次第だ。

(三) 古事類苑、中務省内舍人條。

(四) 大唐六典、卷九中書省、二十六太子右春坊、二十九諸王府。

(五) 萬葉集、卷十三。次註本所載ニヨル。

(六) 古事記傳、卷三十三。活版第三、頁二〇二二。

(七) 今昔物語、卷二十六の第十六、第十七。

(八) 醍醐寺雜事記、卷第八、頁二六七—二六八。

(九) 兵籠記紙背文書、仁安二年紙背。

(一〇) 古文書彙、五冊目所收、應停止延曆寺西塔憑僧慶救坊、感神院日別御供料便補坂田郡細江郷内保田、剩口制押領事。

(一一) 召次所に就ては、古事類苑、官位部二十院司、頁一二三九。

攝關家の大番役及び大番領の研究

第十七卷 第四號 六九五

- (一一) 兵範記、保元三年四月廿日條以下。百練抄同日條參照。
- (一二) 田代文書、元徳二年十月廿五日 六波羅御教書。歴史と地理、三〇ノ三、拙稿攝關家の大番領と和泉國大島庄七、九。
- (一四) 古事類苑官位部十一所載、古史徴一夏開題記。
- (一五) 兵範記保元元年七月十七日條、勅。
- (一六) (一七) 舍人職の稱は紙背文書年次不明建部社神官庄司等解狀。
- (一八) 紙背文書長寛二年七月近江國今西庄大番舍人陳狀、往古舍人欲被停廢大愁也。
- (一九) (二〇) 石清水文書、卷五、頁五八八、八幡宮寺未斷訴訟可蒙 聖斷條々。
- (二一) 田代文書の大島庄地頭は新補地頭に屬し、貞應三年五月廿六日御家人田代淨心を任ず。歴史と地理三十卷第一號頁一五。
- (二二) 田代文書、正和四年五月殿下御方和泉國大番領雜掌乘圓注進狀に舍人等後。蘭給島を大番雜免なりといふ。
- (二三) 此等公家武家の雜事免の事例は、田代文書の應宣、攝政家政所下文、大番領雜掌注進狀等に依る。
- (二四) 第十項所掲僧良命訴狀を見ると、私領を大番負田として之を子に相續せしむるに就ては、大番契約の繼續は之を本所に申請することを要したが、本所から給與をうけて舍人を出してゐる場合には、本所が之を改めざる限り相續は當然であつたやうである。分家に就ても亦右と同じ。大番領の田地の賣買は田代文書の示す所では舍人の自由であつたやうだ。但負田の賣買だから義務は知行人の元について廻つたと言はねばならぬ。
- (二五) 大番負田の稱は次の第十項僧良命訴狀にあり。
- (二六) 田代文書、正和五年七月の大番領雜掌乘圓の上書に、舍人等番役以下御公事とありて、大番役も御公事の一種であつた。
- (二七) 執政所抄、八月十五日條。
- (二八) 田代文書、寛喜三年八月一日關東御教書に攝津國での番米、文保元年五月の雜掌賴直の上書に大島庄の番米あり。
- (二九) 歴史と地理三十卷第三號、攝關家大番領と和泉國大島庄(下)、第三、大番領の崩壞過程。
- (三〇) 上西門院は鳥羽天皇の皇女統子内親王で平治元年二月院號を許された、國史大辭典女院條。

(三一) 玉葉、卷十二、承安三年正月廿五日條、建久二年二月十一日條、後者には和泉國舍人訴申國司新儀事可賜御下文哉否(下略)とあり。

(三二) 大番舍人が所謂權門寄人なる者であつたことは、田代文書元暦元年十二月二日廳宣に舍人に大番役所役免除の慣例なるを述べ、且「抑國中諸權門寄人等不令勤仕者也」と言へるによりて明白だ。

(三三) 續日本紀、養老三年十月辛丑條詔。

(三四) 三代格、昌泰四年閏六月廿五日太政官符。

(三五) 八條殿の番役は、高野山文書第五、頁七二五、正元元年十月阿弼河上庄地頭湯淺光信訴狀案に、其勤仕の慣例を述ぶ。

(三六) 續日本後紀、承和六年八月庚戌條に三宮舍人の稱あり。

(三七) 此文書を假に長寛二年の者すると、五十餘年前は天永天仁の年代となるから、殿下大番役の舍人に關する史料としては之が最も古い時代に遡つてゐる。

(三八) 田代文書を見るに、和泉國の權門領多くは其開發領であつたと言ふ。

(三九) 平治元年の舍人一ヶ月分の人數帳によると、毎日百人乃至百二十人が召集される計算であり、若し十日一番制で四番づゝ出る計算にすると同一の舍人が三ヶ月毎に一回上番する故、舍人總數は此三倍の三百人乃至三百六十人以上だと考へられると思ふ。

(四〇) 歴史と地理、三〇ノ一、拙稿、頁一六。御教書原文を載す。

(四一) 改訂史籍集覽十八、朝野群載、頁一五〇、一六六。

(四二) 右同、頁一五二。參照。